

## 国民健康保険制度について

### ●国民健康保険(国保)に加入する方は…

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除く、すべての住民は国保に加入しなければなりません。加入するには、手続きが必要です。退職するときは注意しましょう。

また、就職などにより職場の健康保険に加入したときは、国保を脱退する手続きが必要です。

### ●病院にかかるときは…

保険証を窓口で提示してください。

かかった医療費のうち、一部(2割または3割)を自己負担することで診療を受けることができます。残りの費用は、国保が負担します。

加入している健康保険が変わったときは、受診日に加入している保険証を提示しましょう。誤って国保の保険証で受診した場合、後日、国保負担分を返還してもらうことがあります。

### ●保険税の納付が遅れると…

納期限を過ぎると、督促状の送付(手数料の追加)や延滞金の加算、滞納処分(差押えなど)となる場合があります。また、有効期限が短い保険証が交付されたり、医療費の支払いがいったん全額自己負担となる資格証明書が交付されたりすることがあります。保険税は納期限内に納めましょう。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎69134

### ●1年に1回、特定健診・人間ドックを受診しましょう!

町実施の特定健診または人間ドックの助成制度を利用して、自身の健康状態を確認しましょう。

健診の種類		実施場所	予約方法
<b>特定健診</b> 対象者：40歳以上の 国保加入者	集団健診	上三川いきいきプラザ等	希望調査票(対象者に送付済み)による予約
	個別健診	町内の指定医療機関	医療機関に直接予約
<b>人間ドック</b> 対象者：30歳以上の国保加入者		人間ドック実施機関	人間ドック実施機関に直接予約した後、住民課に申請

※同一年度内に特定健診の受診と人間ドックの助成を重複することはできません。

※町の特定健診は、集団・個別ともに7月から実施します。

▶問い合わせ先=特定健診について 健康福祉課 成人健康係 ☎69133  
 人間ドックについて 住民課 国保年金係 ☎69134

**楽しく学べる**

# 無料塾

場 所：いきいきプラザ 中会議室

参加申込・詳しい内容のお問い合わせ先

主催者：NPO法人 Dream Support・ドリームサポート・  
 ☎ 090-1055-8560 (渡辺)  
 受付 10:00~18:00

詳しい内容は  
下のQRコードを  
読み取ってみてね!



## うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎0285-37-9821

結婚相談所 ムスベル

# 国民健康保険税の税率を改正します

## ●令和5年度の税率等について

将来にわたって国民健康保険制度を維持するとともに被保険者の負担軽減を図るため、令和5年度からの税率等を次のとおり改正します。

なお、今後全国的に保険税水準の統一化(同一都道府県内において、所得水準・世帯構成が同様である場合に保険税を同水準とするもの)が予定されていることに伴い、賦課方式を県内他市町に合わせた3方式(医療分、後期高齢者分、介護分の全てに所得割額、均等割額平等割額を設ける方式)に変更します。

## ○改正内容

		医療分		後期高齢者分		介護分(40歳～64歳)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	被保険者の所得に対して	6.3%	<b>6.0%</b>	2.2%	<b>2.0%</b>	1.9%	<b>1.8%</b>
均等割額	被保険者1人当たり	20,000円	<b>20,000円</b>	9,000円	<b>8,000円</b>	15,000円	<b>13,000円</b>
平等割額	1世帯当たり	18,000円	<b>17,000円</b>	6,000円	<b>6,000円</b>	—	<b>2,000円</b>
賦課限度額	1世帯当たり	63万円	<b>65万円</b>	19万円	<b>20万円</b>	17万円	<b>17万円</b>

## ◇保険税の計算方法

世帯ごとの保険税の税額は、医療分、後期高齢者分、介護分について、それぞれ所得割額、均等割額、平等割額の3つの区分を算定し、合計した額です。

算定した金額が賦課限度額を超えたときは、賦課限度額が保険税額となります。

## ●低所得世帯の軽減措置について

世帯の所得が基準額以下の場合、均等割額及び平等割額が7割、5割、2割に軽減される措置が適用されます。税制改正に伴い、令和5年度から軽減判定の基準について次のように変更されます。

### 令和5年度軽減判定所得

軽減割合	基準となる所得金額(世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)
7割軽減	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯
5割軽減	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯
2割軽減	43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯

## ●未就学児の軽減について

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある子)に係る均等割額は2分の1に軽減されます。

▶問い合わせ先=国民健康保険税について

資格取得・喪失手続きについて

税務課 住民税係

住民課 国保年金係

☎ 56 9 1 2 2

☎ 56 9 1 3 4

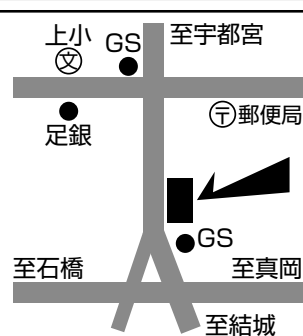
日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮らしの店  **海老原善次商店**

商品1個から配達します。 ☎ 0285-56-2065

ギャラリー & 多目的スペース **やねうら** ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。